○○○○短期入所運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人○○会が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年１１月７日法律第１２３号。以下「法」という。）第２９条第１項に規定する障害者支援施設である「○○○○」（以下、「本体施設」という。）に併設する短期入所事業所（以下、「事業所」という。）が行う法第２８条第１項第７号に規定する短期入所（以下、「短期入所」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、支給決定にかかる障害者及び障害児（以下、「障害者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な短期入所を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所は、短期入所を利用する障害者（児）（以下、「利用者」という。）に対して、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって必要な保護を行うものとする。

２　短期入所の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な短期入所の提供ができるよう努めるものとする。

３　短期入所の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図るものとする。

４　前３項のほか、川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第３８号）及び川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成２５年規則第２６号）（第５条第１項において「条例等」という。）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　（１）名　称　○○○○

　（２）所在地　埼玉県○○郡○○町○○○○

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者は、本体施設の従業者が兼務するものとし、その職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、条例等で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

（１）管理者　　１名（常勤１名）

管理者は、従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

　（２）医師　　○○名（嘱託○○名）

医師は、利用者の健康状態をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。

（３）看護職員　○○名（常勤○○名、非常勤○○名）

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

（４）理学療法士及び作業療法士　○○名（常勤○○名、非常勤○○名）

理学療法士及び作業療法士は、事業所の運営方針に基づき必要なリハビリテーションを行う。

（５）生活支援員　　○○名（常勤○○名、非常勤○○名）

生活支援員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整を行う。

その他の職種の従業者がいる場合は、適宜記載してください。

（６）事務職員　○○名（常勤○○名、非常勤○○名）

事務職員は、必要な事務を行う。

（利用定員等）

第５条　短期入所の定員等は、次のとおりとする。

　（１）専用居室（併設型）　　　○○人

（２）本体施設において利用されていない居室利用（空床利用型）

（短期入所を提供する主たる対象者）

第６条　事業所において短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（１）身体障害者（身体障害者福祉法（昭和２４年１２月２６日法律第２８３号）第４条に規定する身体障害者をいう。）

（２）知的障害者（知的障害者福祉法（昭和３５年３月３１日法律第３７号）にいう知的障害者のうち１８歳以上である者をいう。）

（３）精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年５月１日法律第１２３号）第５条に規定する精神障害者のうち１８歳以上である者をいう。）

（４）難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年１月２５日政令第１０号）で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって１８歳以上である者をいう。）

（５）障害児（児童福祉法（昭和２２年１２月１２日法律第１６４号）第４条に規定する障害児をいう。）

（短期入所の内容）

第７条　事業所が行う短期入所の内容は次のとおりとする。

　（１）食事の提供

　（２）入浴または清しき

　（３）日常生活上の介護

　（４）機能訓練

　（５）生活相談

　（６）健康管理

　（７）その他日常生活上の世話

（利用者から受領する費用の額等）

第８条　短期入所を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

２　事業所は、前項の支払を受けるほか、短期入所において提供する便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

　（１）食費　朝食○○○円、昼食○○○円、夜食○○○円

ただし、各市町村が定める利用者の所得区分により食材料費のみとする場合は、１食あたり○○○円とする。

　（２）光熱水費　１日当たり○○○円とする。

　（３）日用品費　実費とする。

３　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

４　第１項及び第２項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証（第１項については受領証）を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第９条　利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

　（１）共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。

（２）火気の取り扱いに注意すること。

（３）けんか、口論、泥酔、中傷等他人の迷惑となるような行為をしないこと。

（４）その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時等の対応）

第１０条　短期入所の提供に当たる者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（苦情解決）

第１１条　施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第１０条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４　施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第１１条第２項の規定により都道府県が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

５　施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第４８条第１項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

６　施設は、都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第３項から前項までの改善の内容を都道府県、都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

７　施設は、社会福祉法（昭和２６年３月２９日法律第４５号）第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

（非常災害対策）

第１２条　事業所は、非常災害等に関する具体的な計画をたて、非常災害等に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うとともに、消火器の設置等に努めるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１３条　事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止に関する責任者の選定

（２）成年後見制度の利用支援

（３）苦情解決体制の整備

（４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（５）虐待防止委員会の年１回以上の開催

（その他運営に関する重要事項）

第１４条　事業者は、適切な短期入所が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

　（１）採用時研修　　採用後１か月以内

（２）継続研修　　　年２回以上

２　従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持するものとする。

３　雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。

４　事業所は、利用者に対する短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該短期入所を提供した日から５年間保存するものとする。

（委任）

第１５条　この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、理事会において定めるものとする。

　　　附　則

この規程は、令和○○年○○月○○日から施行する。

施行日は必ず平成18年10月1日としてください。